

●香川県告示第39号

平成12年香川県告示第79号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、令和2年2月7日から施行する。

令和2年2月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所	口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
試験の名称	開示する内容			試験の名称	開示する内容		
略				略			
<u>会計年度任用職員登録試験</u>	<u>総合順位</u>	<u>最終合格発表の日から1月間</u>	<u>総務部人事・行革課</u>	<u>臨時職員登録試験</u>	<u>総合順位</u>	<u>最終合格発表の日から1月間</u>	<u>総務部人事・行革課</u>
略				略			